単体資料

決算の状況

■ 貸借対照表

（単位：百万円）

科目	2024年度(2025年3月31日)	2025年度(2026年3月31日)	科目	2024年度(2025年3月31日)	2025年度(2026年3月31日)
（資産の部）			（負債の部）		
現金	18,349	19,740	貯金	5,207,382	4,971,374
預け金	3,028,676	2,757,952	当座貯金	10,986	9,240
系統預け金	3,028,448	2,757,725	普通貯金	23,056	22,231
系統外預け金	228	227	通知貯金	45,064	58,424
買入金銭債権	1,000	—	別段貯金	16,823	17,044
金銭の信託	224,722	236,791	定期貯金	5,111,212	4,864,167
有価証券	1,355,659	1,440,861	定期積金	239	264
国債	328,071	440,256	譲渡性貯金	325,791	318,800
地方債	58,224	52,553	債券貸借取引受入担保金	91,465	97,349
短期社債	22,981	1,998	代理業務勘定	1	0
社債	227,313	241,863	その他負債	33,192	49,854
外国証券	356,556	360,215	貯金利子諸税その他	74	117
株式	37,574	51,783	金融派生商品	503	2,178
受益証券	324,937	292,190	金融商品受入担保金	912	9,761
貸出金	1,144,709	1,102,383	リース債務	123	331
手形貸付	849	603	その他の負債	15	19
証書貸付	724,461	704,044	未払金	28,142	26,894
当座貸越	99,640	92,946	未払費用	1,627	8,492
金融機関貸付	319,309	304,755	前受収益	122	141
割引手形	448	34	約定取引未決済借	—	499
その他資産	17,899	25,566	未決済為替借	1,670	1,417
未収金	1,646	3,684	諸引当金	1,713	1,653
その他の資産	2,379	6,115	退職給付引当金	1,443	1,392
未収収益	6,960	12,486	役員退職慰労引当金	78	98
約定取引未決済貸	3,519	354	特例業務負担金引当金	191	162
未決済為替貸	3,392	2,926	債務保証	58	49
有形固定資産	3,236	3,557	負債の部合計	5,659,603	5,439,081
建物	1,959	2,103	（純資産の部）		
土地	1,073	1,071	出資金	268,319	268,319
リース資産	51	226	（うち後配出資金）	(241,963)	(241,963)
建設仮勘定	6	2	再評価積立金	2	2
その他の有形固定資産	146	153	利益剰余金	174,790	176,612
無形固定資産	113	136	利益準備金	88,400	89,700
ソフトウェア	19	11	その他利益剰余金	86,390	86,912
リース資産	79	110	経営基盤安定化積立金	11,500	11,500
その他の無形固定資産	14	14	IT基盤安定化対策積立金	1,000	1,000
外部出資	280,831	280,828	特別積立金	59,000	59,000
系統出資	273,927	273,924	当期未処分剰余金	14,890	15,412
系統外出資	6,824	6,824	(うち当期剰余金)	(6,423)	(7,332)
子会社等出資	80	80	会員資本合計	443,112	444,934
繰延税金資産	13,018	9,061	その他有価証券評価差額金	△26,282	△ 19,315
債務保証見返	58	49	繰延ヘッジ損益	—	2,426
貸倒引当金	△11,843	△9,802	評価・換算差額等合計	△26,282	△ 16,888
			純資産の部合計	416,829	428,045
資産の部合計	6,076,432	5,867,127	負債及び純資産の部合計	6,076,432	5,867,127

■ 損益計算書

（単位：百万円）

科目	2024年度 (2024年4月1日～2025年3月31日)	2025年度 (2025年4月1日～2026年3月31日)
経常収益	**88,049**	**79,974**
資金運用収益	40,852	52,137
貸出金利息	5,435	9,435
預け金利息	2,280	7,068
有価証券利息配当金	14,439	17,368
コールローン利息	0	7
その他受入利息	18,697	18,257
（うち受取奨励金）	(18,683)	(18,241)
役務取引等収益	2,798	2,778
受入為替手数料	353	375
その他の受入手数料	2,444	2,403
その他の役務取引等収益	0	0
その他事業収益	25,943	3,440
受取出資配当金	3	3
受取助成金	174	—
国債等債券売却益	25,765	3,435
国債等債券償還益	—	0
その他経常収益	18,454	21,619
貸倒引当金戻入益	495	1,331
株式等売却益	8,772	4,807
金銭の信託運用益	8,933	15,324
その他の経常収益	252	155
経常費用	**80,232**	**70,835**
資金調達費用	30,837	42,394
貯金利息	2,168	13,021
譲渡性貯金利息	966	2,567
債券貸借取引支払利息	21	41
金利スワップ支払利息	—	280
その他支払利息	27,681	26,483
（うち支払奨励金）	(27,676)	(26,471)
役務取引等費用	3,184	3,191
支払為替手数料	210	233
その他の支払手数料	2,973	2,957
その他の役務取引等費用	0	0
その他事業費用	38,788	13,335
外国為替売買損	24,344	2,665
国債等債券売却損	7,529	10,021
国債等債券償還損	6,506	145
金融派生商品費用	408	502
経費	4,928	5,352
人件費	2,225	2,219
物件費	2,605	2,749
税金	97	384
その他経常費用	2,492	6,562
株式等売却損	872	4,317
金銭の信託運用損	1,361	1,717
その他の経常費用	258	526
経常利益	**7,816**	**9,139**

（単位：百万円）

科　　目	2024年度 (2024年4月1日～2025年3月31日)	2025年度 (2025年4月1日～2026年3月31日)
特　別　利　益	—	0
固定資産処分益	—	0
特　別　損　失	—	9
固定資産処分損	—	8
その他の特別損失	—	1
税引前当期利益	7,816	9,130
法人税、住民税及び事業税	1,295	1,373
法人税等調整額	97	424
法人税等合計	1,393	1,797
当期剰余金	6,423	7,332
当期首繰越剰余金	4,467	4,080
有価証券等価格変動積立金取崩額	4,000	4,000
当期未処分剰余金	14,890	15,412

■ 剰余金処分計算書

（単位：百万円）

科　　目	2024年度	2025年度
当期未処分剰余金	14,890	15,412
剰余金処分額	10,810	11,310
利益準備金	1,300	1,500
任意積立金	4,000	4,000
出資配当金	3,210	3,210
普通出資に対する配当金(配当率)	790(3.0%)	790(3.0%)
後配出資に対する配当金(配当率)	2,419(1.0%)	2,419(1.0%)
事業分量配当金	2,000	2,000
特別事業分量配当金	300	600
次期繰越剰余金	4,080	4,102

■ 注記表

2024年度 (2024年4月1日～2025年3月31日)	2025年度 (2025年4月1日～2026年3月31日)
1　重要な会計方針に関する事項 ⑴　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。 ⑵　有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。 ・売買目的有価証券…時価法(売却原価は移動平均法により算定) ・子会社･子法人等株式及び関連法人等株式…原価法(売却原価は移動平均法により算定) ・その他有価証券…時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は、移動平均法により算定)。 なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。 ⑶　金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記⑵の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。 ⑷　デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。 ⑸　有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しております。 建　　物　定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は3年～50年であります。 建物以外　定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は2年～20年であります。 ⑹　無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 ⑺　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。 ⑻　外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。 ⑼　引当金の計上方法 ①　貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却及び諸引当て実施要領」に則り、次のとおり計上しております。 破産等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者等に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力等を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、今後発生すると見込まれる予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の貸倒実績に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査プロジェクトが査定結果を監査しております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等に	1　重要な会計方針に関する事項 ⑴　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。 ⑵　有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。 ・売買目的有価証券…時価法(売却原価は移動平均法により算定) ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定) ・子会社･子法人等株式及び関連法人等株式…原価法(売却原価は移動平均法により算定) ・その他有価証券…時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は、移動平均法により算定)。 なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。 ⑶　金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記⑵の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。 ⑷　デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。 ⑸　有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しております。 建　　物　定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は3年～50年であります。 建物以外　定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は2年～20年であります。 ⑹　無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 ⑺　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。 ⑻　外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。 ⑼　引当金の計上方法 ①　貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却及び諸引当て実施要領」に則り、次のとおり計上しております。 破産等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者等に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力等を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、今後発生すると見込まれる予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の貸倒実績に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査プロジェクトが査定結果を監査しております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等に

2024年度 (2024年4月1日～2025年3月31日)	2025年度 (2025年4月1日～2026年3月31日)
ついては、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額することとしておりますが、当年度その金額はありません。 ② 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。 ③ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金の支給に備えて役員退任慰労金引当金規程に基づく当年度末要支給額を計上しております。 ④ 特例業務負担金引当金 特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しております。 ⑽ 外貨建有価証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、当該先物為替予約についてヘッジ会計の要件を満たしているものについては、時価ヘッジの方法によるヘッジ会計を実施しております。	ついては、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は282百万円であります。 ② 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。 ③ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金の支給に備えて役員退任慰労金引当金規程に基づく当年度末要支給額を計上しております。 ④ 特例業務負担金引当金 特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しております。 ⑽ ヘッジ会計の方法 ALMヘッジ方針及びALM委員会での決定事項に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内で、ヘッジしております。 ① 金利リスクヘッジ 円貨建債券に係る金利変動リスクに対するヘッジ手段として金利スワップ取引を利用しており、繰延ヘッジ及び金利スワップの特例処理によるヘッジ会計を実施しております。 ヘッジ有効性評価の方法について、金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては有効性評価を省略しております。 ② 為替変動リスクヘッジ 外貨建有価証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、当該先物為替予約についてヘッジ会計の要件を満たしているものについては、時価ヘッジの方法によるヘッジ会計を実施しております。
2 会計方針の変更に関する事項 当会は、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しております。 従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等(以下、「法人税等」という。)について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源泉となる取引等に応じて、損益、株主資本及び評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することといたしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又は評価・換算差額等に関連しており、かつ、株主資本又は評価・換算差額等に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。 法人税等の計上区分に関する改正については、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」第20-3項但し書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。	
3 会計上の見積りに関する事項 会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。 ・貸倒引当金 ⑴ 当年度に係る計算書類に計上した額 貸倒引当金 11,843百万円 ⑵ 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ① 算出方法 貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」「⑼ 引当金の計上方法」「① 貸倒引当金」に記載しております。 ② 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 ③ 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響 当年度の貸倒引当金の見積りに用いた仮定は重要な不確実性を伴うことから、現時点における最善の見積りではあるものの、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。	2 会計上の見積りに関する事項 会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。 ・貸倒引当金 ⑴ 当年度に係る計算書類に計上した額 貸倒引当金 9,802百万円 ⑵ 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ① 算出方法 貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」「⑼ 引当金の計上方法」「① 貸倒引当金」に記載しております。 ② 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 ③ 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響 当年度の貸倒引当金の見積りに用いた仮定は重要な不確実性を伴うことから、現時点における最善の見積りではあるものの、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。
4 貸借対照表に関する事項 ⑴ 有形固定資産の減価償却累計額は4,121百万円であります。	3 貸借対照表に関する事項 ⑴ 有形固定資産の減価償却累計額は4,194百万円であります。

2024年度 (2024年4月1日～2025年3月31日)	2025年度 (2025年4月1日～2026年3月31日)
⑵　担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券　91,713百万円 担保資産に対応する債務 債券貸借取引受入担保金　91,465百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券1,996百万円及び定期預金等150,100百万円を担保に供しております。	⑵　担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券　103,757百万円 担保資産に対応する債務 債券貸借取引受入担保金　97,349百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券2,169百万円及び定期預金等150,100百万円を担保に供しております。
⑶　無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に34,629百万円、外国証券に9,115百万円含まれております。	⑶　無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に46,286百万円、外国証券に9,961百万円含まれております。
⑷　子会社等に対する金銭債権の総額は3,849百万円であります。	⑷　子会社等に対する金銭債権の総額は4,234百万円であります。
⑸　子会社等に対する金銭債務の総額は415百万円であります。	⑸　子会社等に対する金銭債務の総額は661百万円であります。
⑹　理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権の額はありません。 なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。	⑹　理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権の額はありません。 なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
⑺　理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務の額はありません。 なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。	⑺　理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務の額はありません。 なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
⑻　破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額　6百万円 危険債権額　990百万円 三月以上延滞債権額　－百万円 貸出条件緩和債権額　－百万円 合計額　996百万円 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	⑻　破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額　－百万円 危険債権額　607百万円 三月以上延滞債権額　－百万円 貸出条件緩和債権額　－百万円 合計額　607百万円 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
⑼　割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は448百万円であります。	⑼　割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は34百万円であります。
⑽　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、131,919百万円であります。このうち任意の時期に無条件で取消可能なものが110,760百万円あります。	⑽　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、135,895百万円であります。このうち任意の時期に無条件で取消可能なものが115,966百万円あります。
⑾　貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金137,246百万円が含まれております。	⑾　貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金138,246百万円が含まれております。
5　損益計算書に関する事項 ⑴　子会社等との取引による収益総額　164百万円 うち事業取引高　164百万円 ⑵　子会社等との取引による費用総額　1,073百万円 うち事業取引高　1,073百万円	4　損益計算書に関する事項 ⑴　子会社等との取引による収益総額　179百万円 うち事業取引高　179百万円 ⑵　子会社等との取引による費用総額　1,154百万円 うち事業取引高　1,154百万円
6　金融商品に関する事項 ⑴　金融商品の状況に関する事項	5　金融商品に関する事項 ⑴　金融商品の状況に関する事項

2024年度 (2024年4月1日～2025年3月31日)	2025年度 (2025年4月1日～2026年3月31日)
① 金融商品に対する取組方針 当会は、兵庫県を事業区域として、県内のＪＡ等を会員として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。 当会では、会員であるＪＡ及び県内の企業等から受け入れた貯金等を原資として、資金を必要とする農業に関連する企業・団体及び県内の企業や団体、地方公共団体等に貸付を行っております。 また、上記貸出金の他、余裕資金については、農林中央金庫への預け入れ及び債券、株式、投資信託を中心とする有価証券等の運用を行っております。	① 金融商品に対する取組方針 当会は、兵庫県を事業区域として、県内のＪＡ等を会員として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。 当会では、会員であるＪＡ及び県内の企業等から受け入れた貯金等を原資として、資金を必要とする農業に関連する企業・団体及び県内の企業や団体、地方公共団体等に貸付を行っております。 また、上記貸出金の他、余裕資金については、農林中央金庫への預け入れ及び債券、株式、投資信託を中心とする有価証券等の運用を行っております。
② 金融商品の内容及びそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として県内の事業法人等に対する貸出金(当座貸越契約貸出コミットメントを含む)、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクが伴います。 金銭の信託は主に指定金銭信託により運用しており、その構成資産は、株式、投資信託等であり、純投資目的(その他目的)で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクが伴います。 また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、純投資目的(売買目的及びその他目的)で保有しております。有価証券運用においては、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び発行体に係る信用リスクが伴います。 デリバティブ取引にはALMの一環で行っている先物為替予約取引があります。その他有価証券で保有する外貨建債券の為替相場変動を相殺する目的で先物為替予約取引を行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法(時価ヘッジ)を適用しております。	② 金融商品の内容及びそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として県内の事業法人等に対する貸出金(当座貸越契約貸出コミットメントを含む)、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクが伴います。 金銭の信託は主に指定金銭信託により運用しており、その構成資産は、株式、投資信託等であり、純投資目的(その他目的)で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクが伴います。 また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、純投資目的(売買目的、満期保有目的及びその他目的)で保有しております。有価証券運用においては、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び発行体に係る信用リスクが伴います。 デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引と先物為替予約取引があります。 その他有価証券で保有する円貨建債券の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行い、繰延ヘッジを適用しております。 満期保有目的で保有する円貨建債券の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行い、金利スワップの特例処理を適用しております。 その他有価証券で保有する外貨建債券の為替相場変動を相殺する目的で先物為替予約取引を行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法(時価ヘッジ)を適用しております。
③ 金融商品に係るリスク管理体制 ア 信用リスクの管理 当会は、リスクマネジメントの基本方針及びリスクマネジメント規程等に基づき、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。 これらの与信管理は、融資担当部署のほか審査部により行われ、個社別限度額管理については、リスク管理部がモニタリングを行っております。また、定期的にリスク管理委員会を開催し報告を行うとともに、リスク情報について経営管理委員会、理事会に報告しております。 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部において、個社別限度額管理や信用情報、時価の把握を定期的に行うことで管理しております。 イ 市場リスクの管理 当会は、リスクマネジメントの基本方針及びリスクマネジメント規程等に基づき、市場リスクに関してはリスク管理委員会の決定事項に従い、ALM委員会で運用方針について協議を行っております。 (ｱ) 金利リスクの管理 リスク管理部においてフロントセクションによる市場取引の状況、ポジション状況等についてモニタリングを行い、モニタリング実施基準に従い常勤理事に報告するとともに、リスク管理委員会に定期的に報告しております。また、リスク情報について経営管理委員会、理事会に定期的に報告しております。 (ｲ) 為替リスクの管理 リスク管理部においてフロントセクションによる市場取引の状況、ポジション状況等についてモニタリングを行い、	③ 金融商品に係るリスク管理体制 ア 信用リスクの管理 当会は、リスクマネジメントの基本方針及びリスクマネジメント規程等に基づき、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。 これらの与信管理は、融資担当部署のほか審査部により行われ、個社別限度額管理については、リスク管理部がモニタリングを行っております。また、定期的にリスク管理委員会を開催し報告を行うとともに、リスク情報について経営管理委員会、理事会に報告しております。 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部において、個社別限度額管理や信用情報、時価の把握を定期的に行うことで管理しております。 イ 市場リスクの管理 当会は、リスクマネジメントの基本方針及びリスクマネジメント規程等に基づき、市場リスクに関してはリスク管理委員会の決定事項に従い、ALM委員会で運用方針について協議を行っております。 (ｱ) 金利リスクの管理 リスク管理部においてフロントセクションによる市場取引の状況、ポジション状況等についてモニタリングを行い、モニタリング実施基準に従い常勤理事に報告するとともに、リスク管理委員会に定期的に報告しております。また、リスク情報について経営管理委員会、理事会に定期的に報告しております。 (ｲ) 為替リスクの管理 リスク管理部においてフロントセクションによる市場取引の状況、ポジション状況等についてモニタリングを行い、

2024年度（2024年4月1日～2025年3月31日）

モニタリング実施基準に従い常勤理事に報告するとともに、リスク管理委員会に定期的に報告しております。また、リスク情報について経営管理委員会、理事会に定期的に報告しております。

㈣　価格変動リスクの管理

リスク管理部においてフロントセクションによる市場取引の状況、ポジション状況等についてモニタリングを行い、モニタリング実施基準に従い常勤理事に報告するとともに、リスク管理委員会に定期的に報告しております。また、リスク情報について経営管理委員会、理事会に定期的に報告しております。

㈤　デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価、事務管理に関する部門や役割をそれぞれ分離し内部牽制を図っております。

㈥　市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貸出金」、「貯金」であります。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会のVaRは分散共分散法（保有期間1年、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、2025年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で126,904百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

ウ　資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2)　金融商品の時価等に関する事項

①　金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預け金	3,028,676	3,023,502	△5,173
買入金銭債権			
有価証券に該当しないもの	1,000	1,001	1
金銭の信託			
その他目的	224,722	224,722	—
有価証券			
その他有価証券	1,355,659	1,355,659	—
貸出金	1,144,709		
貸倒引当金	△11,835		
貸倒引当金控除後	1,132,873	1,123,929	△8,943
資産計	5,742,932	5,728,817	△14,115
貯金	5,533,173	5,525,047	△8,126
負債計	5,533,173	5,525,047	△8,126
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	—
ヘッジ会計が適用されているもの	728	728	—
デリバティブ取引計	729	729	—

(注) 1.　その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
2.　貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
3.　貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金325,791百万円を含めております。
4.　デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で表示しております。

2025年度（2025年4月1日～2026年3月31日）

モニタリング実施基準に従い常勤理事に報告するとともに、リスク管理委員会に定期的に報告しております。また、リスク情報について経営管理委員会、理事会に定期的に報告しております。

㈣　価格変動リスクの管理

リスク管理部においてフロントセクションによる市場取引の状況、ポジション状況等についてモニタリングを行い、モニタリング実施基準に従い常勤理事に報告するとともに、リスク管理委員会に定期的に報告しております。また、リスク情報について経営管理委員会、理事会に定期的に報告しております。

㈤　デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価、事務管理に関する部門や役割をそれぞれ分離し内部牽制を図っております。

㈥　市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貸出金」、「貯金」、「デリバティブ取引」のうち金利スワップ取引であります。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会のVaRは分散共分散法（保有期間1年、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、2026年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で178,919百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

ウ　資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2)　金融商品の時価等に関する事項

①　金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預け金	2,757,952	2,751,840	△6,112
金銭の信託			
その他目的	236,791	236,791	—
有価証券			
満期保有目的の債券	123,012	115,756	△7,256
その他有価証券	1,317,848	1,317,848	—
貸出金	1,102,383		
貸倒引当金	△9,794		
貸倒引当金控除後	1,092,588	1,075,309	△17,279
資産計	5,528,195	5,497,546	△30,648
貯金	5,290,174	5,279,364	△10,809
負債計	5,290,174	5,279,364	△10,809
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	—
ヘッジ会計が適用されているもの	1,182	1,182	—
デリバティブ取引計	1,182	1,182	—

(注) 1.　その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
2.　貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
3.　貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金318,800百万円を含めております。
4.　デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で表示しております。なお、金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とされている国債と一体として処理されているため、その時価は、当該国債の時価に反映しております。

2024年度 (2024年4月1日～2025年3月31日)	2025年度 (2025年4月1日～2026年3月31日)
② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明 【資産】 ア 預け金 預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。ただし、要求払いの預け金については、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 イ 買入金銭債権 ブローカー等の第三者から入手した評価額によっております。 ウ 金銭の信託 信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記エ及びオと同様の方法により評価しております。 エ 有価証券 有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。 なお、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しております。 相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。 オ 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで現在価値に割り引いた額から、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。 なお、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。 【負債】 貯金 要求払貯金については、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。 【デリバティブ取引】 デリバティブ取引は、為替関連取引(為替予約)であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。	② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明 【資産】 ア 預け金 預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。ただし、要求払いの預け金については、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 イ 買入金銭債権 ブローカー等の第三者から入手した評価額によっております。 ウ 金銭の信託 信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記エ及びオと同様の方法により評価しております。 エ 有価証券 有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。 なお、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しております。 相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。 オ 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで現在価値に割り引いた額から、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。 なお、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。 【負債】 貯金 要求払貯金については、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。 【デリバティブ取引】 デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)及び為替関連取引(為替予約)であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

2024年度（2024年4月1日～2025年3月31日）

③　市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは、①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
非上場株式	222
組合出資金等	280,609

（注）1. 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。
2. 前年度において、非上場株式について減損処理は行っておりません。
当年度において、非上場株式について減損処理は行っておりません。
3. 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。なお、組合出資金は「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第9号 2024年7月1日）第132項で定める任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等を含めております。

④　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	3,028,676	—	—	—	—	—
買入金銭債権						
有価証券に該当しないもの	1,000	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	128,203	91,997	147,144	140,277	127,140	646,788
貸出金	264,693	159,496	140,366	128,779	120,364	331,009
合　計	3,422,572	251,493	287,511	269,056	247,504	977,797

（注）1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越（融資型を除く）217百万円については「1年以内」に含めております。また期限のない劣後特約付貸出金33,746百万円については「5年超」に含めております。
2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等はありません。

⑤　借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	5,207,287	66	6	9	11	—
譲渡性貯金	325,791	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	91,465	—	—	—	—	—
合　計	5,624,543	66	6	9	11	—

（注）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

7　有価証券に関する事項

(1)　有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」には金銭債権を信託する信託の受益権証書等が含まれております。以下(2)も同様であります。

①　売買目的有価証券
該当する有価証券はありません。

②　満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当する有価証券はありません。

2025年度（2025年4月1日～2026年3月31日）

③　市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは、①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
非上場株式	222
組合出資金等	280,605

（注）1. 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2024年9月13日）第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。
2. 前年度において、非上場株式について減損処理は行っておりません。
当年度において、非上場株式について減損処理は行っておりません。
3. 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。なお、組合出資金は「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第9号 2025年3月11日）第132項で定める任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等を含めております。

④　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	2,757,952	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	145,500
その他有価証券のうち満期があるもの	84,267	131,965	127,497	114,781	130,626	694,365
貸出金	264,355	152,741	152,569	234,995	104,305	193,415
合　計	3,106,576	284,706	280,066	349,776	234,931	1,033,281

（注）1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越（融資型を除く）288百万円については「1年以内」に含めております。また期限のない劣後特約付貸出金33,746百万円については「5年超」に含めております。
2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等はありません。

⑤　借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	4,970,465	859	42	5	1	—
譲渡性貯金	318,800	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	97,349	—	—	—	—	—
合　計	5,386,615	859	42	5	1	—

（注）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

6　有価証券に関する事項

(1)　有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」には金銭債権を信託する信託の受益権証書等が含まれております。以下(2)も同様であります。

①　売買目的有価証券
該当する有価証券はありません。

②　満期保有目的の債券で時価のあるもの
満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種　類	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	123,012	115,756	△7,256
	小　計	123,012	115,756	△7,256
合　計		123,012	115,756	△7,256

2024年度（2024年4月1日～2025年3月31日）

③　その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	種　類	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	26,024	15,067	10,957
	債券			
	国債	23,000	22,995	4
	地方債	4,934	4,912	22
	社債	1,402	1,400	2
	その他	142,785	119,151	23,633
	その他	118,847	106,202	12,644
	小　計	316,994	269,728	47,266
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	11,549	13,339	△1,789
	債券			
	国債	305,071	353,804	△48,732
	地方債	53,289	55,841	△2,552
	短期社債	22,981	22,994	△13
	社債	225,910	231,024	△5,113
	その他	213,771	217,937	△4,165
	その他	206,090	226,872	△20,781
	小　計	1,038,665	1,121,813	△83,148
合　計		1,355,659	1,391,542	△35,882

（注）　上記差額合計に繰延税金資産15,921百万円を加えた金額のうち△41,212百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。また時価ヘッジ等の適用により損益に反映させた額は、21,251百万円（収益）であります。

(2)　当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
株　式	14,623 百万円	7,653 百万円	588 百万円
債　券	241,731	24,817	5,950
その他	5,940	948	—
合　計	262,295	33,419	6,538

8　金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。

①　運用目的の金銭の信託

該当する金銭の信託はありません。

②　満期保有目的の金銭の信託

該当する金銭の信託はありません。

③　その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	224,722百万円	204,190百万円	20,532百万円	26,492百万円	△5,959百万円

（注）　1.　上記差額合計から繰延税金負債5,602百万円を差引いた金額14,929百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2.　「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

3.　当年度における減損処理額はありません。なお、減損処理にあたっては、当年度末における時価が取得原価又は償却原価に比べ50％以上下落した場合には全て減損処理を行い、30％以上50％未満下落した場合もしくは30％未満であっても重大な懸念がある場合には、回復の可能性を考慮して減損処理を行っております。

2025年度（2025年4月1日～2026年3月31日）

③　その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	種　類	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	45,836	25,968	19,868
	債券			
	その他	199,858	168,287	31,570
	その他	123,032	104,538	18,494
	小　計	368,727	298,794	69,933
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,946	6,834	△887
	債券			
	国債	317,244	390,088	△72,844
	地方債	52,553	57,319	△4,766
	短期社債	1,998	1,999	△0
	社債	241,863	249,098	△7,234
	その他	160,356	163,787	△3,430
	その他	169,157	185,547	△16,390
	小　計	949,120	1,054,676	△105,555
合　計		1,317,848	1,353,470	△35,621

（注）　上記差額合計に繰延税金資産16,672百万円を加えた金額のうち△43,176百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。また時価ヘッジ等の適用により損益に反映させた額は、24,226百万円（収益）であります

(2)　当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
株　式	6,434 百万円	1,515 百万円	383 百万円
債　券	51,457	3,350	9,866
その他	32,969	2,881	3,889
合　計	90,861	7,747	14,139

7　金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。

①　運用目的の金銭の信託

該当する金銭の信託はありません。

②　満期保有目的の金銭の信託

該当する金銭の信託はありません。

③　その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	236,791百万円	203,979百万円	32,812百万円	40,070百万円	△7,258百万円

（注）　1.　上記差額合計から繰延税金負債8,951百万円を差引いた金額23,860百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2.　「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

3.　当年度における減損処理額は186百万円であります。なお、減損処理にあたっては、当年度末における時価が取得原価又は償却原価に比べ50％以上下落した場合には全て減損処理を行い、30％以上50％未満下落した場合もしくは30％未満であっても重大な懸念がある場合には、回復の可能性を考慮して減損処理を行っております。

2024年度 (2024年4月1日～2025年3月31日)	2025年度 (2025年4月1日～2026年3月31日)
9　退職給付に関する事項 (1)　退職給付 ①　採用している退職給付制度の概要 職員の退職給付にあてるため、確定給付型の制度として、退職給与規程に基づき、退職一時金制度(非積立型制度)を採用しております。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 ②　確定給付制度 ア　退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付引当金　1,498百万円 退職給付費用　120百万円 退職給付の支払額　△175百万円 期末における退職給付引当金　1,443百万円 イ　退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 非積立型制度の退職給付債務　1,443百万円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額　1,443百万円 退職給付引当金　1,443百万円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額　1,443百万円 ウ　退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用　120百万円 (2)　人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。 なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は26百万円となっておりますが、損益計算書上は特例業務負担金引当金戻入額と相殺して表示しております。	8　退職給付に関する事項 (1)　退職給付 ①　採用している退職給付制度の概要 職員の退職給付にあてるため、確定給付型の制度として、退職給与規程に基づき、退職一時金制度(非積立型制度)を採用しております。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 ②　確定給付制度 ア　退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付引当金　1,443百万円 退職給付費用　116百万円 退職給付の支払額　△167百万円 期末における退職給付引当金　1,392百万円 イ　退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 非積立型制度の退職給付債務　1,392百万円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額　1,392百万円 退職給付引当金　1,392百万円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額　1,392百万円 ウ　退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用　116百万円 (2)　人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。 なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は26百万円となっておりますが、損益計算書上は特例業務負担金引当金戻入額と相殺して表示しております。
10　税効果会計に関する事項 (1)　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等 繰延税金資産 貸倒引当金超過額　2,383百万円 退職給付引当金超過額　410百万円 有価証券　18,431百万円 その他　283百万円 繰延税金資産小計　21,508百万円 評価性引当額　△376百万円 繰延税金資産合計(A)　21,131百万円 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金　△8,113百万円 繰延税金負債合計(B)　△8,113百万円 繰延税金資産の純額(A)＋(B)　13,018百万円 (2)　法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率　27.8% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目　0.1% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目　△1.3% 事業分量配当金等　△8.2% 住民税均等割等　0.1% 評価性引当額の増減　△1.0% その他　0.4% 税効果会計適用後の法人税等の負担率　17.8% (3)　税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額 「所得税法等の一部を改正する法律案」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する年度に解消が見込まれる一時差異について、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の27.8%から28.5%に変更されました。その結果、繰延税金資産が47百万円増加し、法人税等調整額が47百万円減少しています。	9　税効果会計に関する事項 (1)　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等 繰延税金資産 貸倒引当金超過額　1,853百万円 退職給付引当金超過額　396百万円 有価証券　23,587百万円 その他　370百万円 繰延税金資産小計　26,209百万円 評価性引当額　△346百万円 繰延税金資産合計(A)　25,862百万円 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金　△15,866百万円 繰延ヘッジ損益　△934百万円 繰延税金負債合計(B)　△16,800百万円 繰延税金資産の純額(A)＋(B)　9,061百万円 (2)　法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率　27.8% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目　0.1% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目　△1.3% 事業分量配当金等　△7.9% 住民税均等割等　0.1% 評価性引当額の増減　△0.3% その他　1.2% 税効果会計適用後の法人税等の負担率　19.7%

損益の状況

■ 利益総括表

（単位：百万円、％、ポイント）

項　目	2024年度	2025年度	増　減
資金運用収支	11,118	11,327	208
役務取引等収支	△ 386	△ 413	△ 26
その他事業収支	△ 12,845	△ 9,895	2,949
事業粗利益	△ 2,113	1,019	3,132
（事業粗利益率）	(△ 0.04)	(0.02)	(0.06)

（注）1. 資金運用収支　＝資金運用収益－（資金調達費用－金銭の信託運用見合費用）
2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用
4. 事業粗利益　＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支
5. 事業粗利益率　＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

■ 事業純益

（単位：百万円）

項　目	2024年度	2025年度	増　減
事業純益	△ 7,041	△ 4,333	2,708
実質事業純益	△ 7,041	△ 4,333	2,708
コア事業純益	△ 18,771	2,397	21,168
コア事業純益 （投資信託解約損益を除く）	△ 14,440	7,283	21,723

（注）1. 事業純益　＝事業収益－（事業費用－金銭の信託運用見合費用）－一般貸倒引当金繰入額
2. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
3. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■ 資金運用収支の内訳

（単位：百万円、％）

項　目	2024年度			2025年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	5,595,720	40,852	0.73	5,419,540	52,137	0.96
うち預け金	3,110,182	20,963	0.67	2,810,597	25,309	0.90
うち有価証券	1,422,043	14,439	1.02	1,481,550	17,368	1.17
うち貸出金	1,060,955	5,435	0.51	1,125,125	9,435	0.84
資金調達勘定	5,449,490	29,734	0.55	5,291,629	40,809	0.77
うち貯金･定積	5,278,424	29,844	0.57	5,115,721	39,492	0.77
うち譲渡性貯金	363,434	966	0.27	375,056	2,567	0.68
うち借用金	—	—	—	—	—	—
総資金利ざや	—	—	0.09	—	—	0.09

（注）1. 総資金利ざや　＝資金運用利回り－資金調達原価率
資金調達原価率＝（資金調達費用（貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借用金利息＋金利スワップ支払利息＋その他支払利息（支払雑利息等））＋経費－金銭の信託運用見合費用）／（貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借用金＋その他（貸付留保金、従業員預り金等）－金銭の信託運用見合額）×100
2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
3. 資金調達勘定の「うち貯金･定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。
4. 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

■ 受取・支払利息の増減額

（単位：百万円）

項　目	2024年度増減額	2025年度増減額
受取利息	3,598	11,284
うち預け金	6,646	4,345
うち有価証券	△ 2,396	2,929
うち貸出金	△ 654	3,999
支払利息	1,811	11,075
うち貯金・定積	1,193	9,648
うち譲渡性貯金	910	1,600
うち借用金	△ 43	—
差引き	1,787	208

（注）1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。
4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

事業の概況

■ 貯金に関する指標

1. 科目別貯金平均残高

（単位：百万円、%）

種　類	2024年度		2025年度		増　減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
流動性貯金	81,519	1.4	185,508	3.4	103,988
定期性貯金	5,187,553	91.9	4,920,905	89.6	△ 266,647
その他の貯金	9,351	0.2	9,307	0.2	△ 44
計	5,278,424	93.6	5,115,721	93.2	△ 162,703
譲渡性貯金	363,434	6.4	375,056	6.8	11,622
合　計	**5,641,858**	**100.0**	**5,490,777**	**100.0**	**△ 151,080**

（注）1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

2. 定期貯金残高

（単位：百万円、%）

種　類	2024年度		2025年度		増　減
	残　高	構成比	残　高	構成比	
定期貯金	5,111,212	100.0	4,864,167	100.0	△ 247,044
うち固定金利定期	5,111,212	100.0	4,864,167	100.0	△ 247,044
うち変動金利定期	—	—	—	—	—

（注）1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

■ 貸出金等に関する指標

1. 科目別貸出金平均残高

（単位：百万円）

種　類	2024年度	2025年度	増　減
手形貸付	2,053	888	△ 1,164
証書貸付	966,967	1,033,601	66,634
当座貸越	91,418	90,391	△ 1,027
割引手形	516	243	△ 272
合　計	**1,060,955**	**1,125,125**	**64,169**

2. 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種　類	2024年度		2025年度		増　減
	残　高	構成比	残　高	構成比	
固定金利貸出	728,578	63.6	698,465	63.4	△ 30,112
変動金利貸出	416,130	36.4	403,917	36.6	△ 12,213
合　計	**1,144,709**	**100.0**	**1,102,383**	**100.0**	**△ 42,326**

3. 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種　類	2024年度	2025年度	増　減
貯金・定期積金等	855	1,004	148
有価証券	1,152	2,093	940
動産	—	—	—
不動産	18,278	18,531	253
その他担保物	2,600	960	△ 1,640
小　計	22,887	22,589	△ 298
農業信用基金協会保証	493	389	△ 103
その他保証	4,722	3,368	△ 1,354
小　計	5,215	3,757	△ 1,458
信用	1,116,606	1,076,036	△ 40,569
合　計	**1,144,709**	**1,102,383**	**△ 42,326**

4. 債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種　類	2024年度	2025年度	増　減
貯金・定期積金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物	—	—	—
小　計	—	—	—
信用	58	49	△ 9
合　計	**58**	**49**	**△ 9**

5. 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種　類	2024年度		2025年度		増　減
	残　高	構成比	残　高	構成比	
設備資金	35,078	3.1	27,214	2.5	△ 7,864
運転資金	1,109,630	96.9	1,075,168	97.5	△ 34,461
合　計	**1,144,709**	**100.0**	**1,102,383**	**100.0**	**△ 42,326**

6. 貸出金の業種別残高

（単位：百万円、％）

種　類	2024年度		2025年度		増　減
	残　高	構成比	残　高	構成比	
農　業	3,822	0.3	2,519	0.2	△ 1,303
林　業	—	—	—	—	—
水　産　業	1,600	0.1	1,640	0.1	40
製　造　業	144,515	12.6	132,856	12.1	△ 11,659
鉱　業	7,240	0.6	7,240	0.7	—
建　設　業	12,967	1.1	11,968	1.1	△ 998
電気･ガス･熱供給･水道業	18,427	1.6	17,264	1.6	△ 1,163
運輸・通信業	55,246	4.8	52,272	4.7	△ 2,973
卸売・小売・飲食業	105,608	9.2	101,398	9.2	△ 4,209
金融・保険業	396,139	34.6	383,266	34.8	△ 12,873
不　動　産　業	111,273	9.7	111,544	10.1	271
サービス業	218,694	19.1	223,711	20.3	5,017
地方公共団体･公社等	68,368	6.0	55,993	5.1	△ 12,375
そ　の　他	804	0.1	706	0.1	△ 97
合　計	**1,144,709**	**100.0**	**1,102,383**	**100.0**	**△ 42,326**

7. 主要な農業関係の貸出金残高

○営農類型別

（単位：百万円）

種　類	2024年度	2025年度	増　減
農　業			
穀　作	126	117	△ 9
野菜・園芸	139	112	△ 26
果樹・樹園農業	32	28	△ 3
工芸作物	—	—	—
養豚･肉牛･酪農	1,854	2,000	145
養鶏・養卵	—	125	125
養　蚕	—	—	—
その他農業	36	53	16
農業関連団体等	44	24	△ 20
合　計	**2,233**	**2,460**	**227**

（注）1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
なお、前記6の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2.「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

○資金種類別

〔貸出金〕

（単位：百万円）

種　類	2024年度	2025年度	増　減
プロパー資金	2,189	2,311	122
農業制度資金	44	149	104
うち農業近代化資金	44	24	△ 20
うちその他制度資金	—	125	125
合　計	**2,233**	**2,460**	**227**

（注）1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金等が該当します。

〔受託貸付金〕

（単位：百万円）

種　類	2024年度	2025年度	増　減
日本政策金融公庫資金	3,496	3,674	177
そ　の　他	—	—	—
合　計	**3,496**	**3,674**	**177**

（注）日本政策金融公庫資金は、農業に係る資金（旧農林漁業金融公庫資金）をいいます。

8. 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

（単位：百万円）

債権区分			債権額	保全額			
				担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		2024年度	6	—	6	—	6
		2025年度	—	—	—	—	—
危険債権		2024年度	990	20	42	927	990
		2025年度	607	6	38	562	607
要管理債権		2024年度	—	—	—	—	—
		2025年度	—	—	—	—	—
	三月以上延滞債権	2024年度	—	—	—	—	—
		2025年度	—	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	2024年度	—	—	—	—	—
		2025年度	—	—	—	—	—
小計		2024年度	996	20	48	927	996
		2025年度	607	6	38	562	607
正常債権		2024年度	1,144,524				
		2025年度	1,102,741				
合計		**2024年度**	**1,145,521**				
		2025年度	**1,103,349**				

（注） 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1. 2. 4. 5. に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

9. 元本補填契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

10. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

	2024年度					2025年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	11,246	10,911	—	11,246	10,911	10,911	9,234	427	10,483	9,234
個別貸倒引当金	1,120	932	27	1,092	932	932	567	282	649	567
合計	**12,366**	**11,843**	**27**	**12,339**	**11,843**	**11,843**	**9,802**	**709**	**11,133**	**9,802**

11. 貸出金償却の額

該当する取引はありません。

■ 有価証券等に関する指標

1. 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種　類	2024年度	2025年度	増　減
国債	395,507	481,627	86,119
地方債	62,712	60,595	△ 2,117
短期社債	36,652	14,743	△ 21,908
社債	224,166	237,965	13,799
株式	27,784	30,566	2,782
外国証券	350,036	332,418	△ 17,617
その他の証券	325,183	323,632	△ 1,551
合　計	1,422,043	1,481,550	59,507

2. 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

3. 有価証券残存期間別残高

<2024年度>

(単位：百万円)

種　類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	24,996	—	—	3,734	58,085	241,255	—	328,071
地方債	99	—	978	32,151	18,785	6,208	—	58,224
短期社債	22,981	—	—	—	—	—	—	22,981
社債	19,855	53,907	110,901	5,448	10,868	26,331	—	227,313
株式	—	—	—	—	—	—	37,574	37,574
外国証券	48,905	122,525	89,428	50,210	43,198	2,288	—	356,556
その他の証券	12,573	62,001	79,187	36,224	33,038	22,306	79,606	324,937

<2025年度>

(単位：百万円)

種　類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	—	—	—	16,270	58,633	365,353	—	440,256
地方債	—	—	21,081	12,252	13,664	5,554	—	52,553
短期社債	1,998	—	—	—	—	—	—	1,998
社債	16,632	92,542	93,702	6,496	8,369	24,119	—	241,863
株式	—	—	—	—	—	—	51,783	51,783
外国証券	62,036	105,021	80,989	41,458	69,105	1,603	—	360,215
その他の証券	5,069	63,482	58,292	27,906	48,659	25,816	62,962	292,190

■ 有価証券の時価情報等

1．有価証券の時価情報

(1) 売買目的有価証券

該当する有価証券はありません。

(2) 満期保有目的有価証券

(単位：百万円)

	種類	2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	123,012	115,756	△ 7,256
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	123,012	115,756	△ 7,256
合　　計		—	—	—	123,012	115,756	△ 7,256

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	26,024	15,067	10,957	45,836	25,968	19,868
	債券						
	国債	23,000	22,995	4	—	—	—
	地方債	4,934	4,912	22	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,402	1,400	2	—	—	—
	その他	142,785	119,151	23,633	199,858	168,287	31,570
	その他	118,847	106,202	12,644	123,032	104,538	18,494
	小計	316,994	269,728	47,266	368,727	298,794	69,933
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	11,549	13,339	△ 1,789	5,946	6,834	△ 887
	債券						
	国債	305,071	353,804	△ 48,732	317,244	390,088	△ 72,844
	地方債	53,289	55,841	△ 2,552	52,553	57,319	△ 4,766
	短期社債	22,981	22,994	△ 13	1,998	1,999	△0
	社債	225,910	231,024	△ 5,113	241,863	249,098	△ 7,234
	その他	213,771	217,937	△ 4,165	160,356	163,787	△ 3,430
	その他	206,090	226,872	△ 20,781	169,157	185,547	△ 16,390
	小計	1,038,665	1,121,813	△ 83,148	949,120	1,054,676	△ 105,555
合　　計		1,355,659	1,391,542	△ 35,882	1,317,848	1,353,470	△ 35,621

2．金銭の信託の時価情報

(1) 運用目的の金銭の信託

該当する金銭の信託はありません。

(2) 満期保有目的の金銭の信託

該当する金銭の信託はありません。

(3) その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	2024年度					2025年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	224,722	204,190	20,532	26,492	△ 5,959	236,791	203,979	32,812	40,070	△ 7,258

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

3. デリバティブ取引等

金利関連取引

（単位：百万円）

区分			2024年度			2025年度		
			契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	売建	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
	金利オプション	売建	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
店頭	金利スワップ	受取固定支払変動	—	—	—	—	—	—
		受取変動支払固定	—	—	—	30,000	3,360	3,360
	金利オプション	売建	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	30,000	3,360	3,360

通貨関連取引

（単位：百万円）

区分			2024年度			2025年度		
			契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	売建	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション	売建	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ		—	—	—	—	—	—
	通貨先物	売建	82,070	81,341	729	89,511	91,690	△ 2,178
		買建	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション	売建	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
合計			82,070	81,341	729	89,511	91,690	△ 2,178

株式関連取引

該当する取引はありません。

債券関連取引

該当する取引はありません。

■ その他

1. 受託貸付金残高

（単位：百万円）

受託先	2024年度	2025年度
株式会社　日本政策金融公庫	3,499	3,675
独立行政法人　住宅金融支援機構	6,128	6,636
独立行政法人　福祉医療機構	48	40
合計	9,676	10,353

2. 外貨建資産の残高

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
資産残高	195,161	203,773

経営諸指標

■ 利益率

(単位：%、ポイント)

項　目	2024年度	2025年度	増　減
総資産経常利益率	0.13	0.15	0.02
純資産経常利益率	1.78	2.08	0.30
総資産当期純利益率	0.11	0.12	0.01
純資産当期純利益率	1.47	1.67	0.20

(注)　1.　総資産経常利益率　＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
　　2.　純資産経常利益率　＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
　　3.　総資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
　　4.　純資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

■ 貯貸率・貯証率

(単位：%、ポイント)

区　分		2024年度	2025年度	増　減
貯貸率	期　末	20.69	20.84	0.15
	期中平均	18.81	20.49	1.68
貯証率	期　末	24.50	27.24	2.74
	期中平均	25.21	26.98	1.77

(注)　1.　貯貸率(期　　末)＝貸出金残高／貯金残高×100
　　2.　貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
　　3.　貯証率(期　　末)＝有価証券残高／貯金残高×100
　　4.　貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

自己資本の充実の状況（単体）

自己資本の状況

■ 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んだ結果、2026年3月末における自己資本比率は、13.24%となりました。

■ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は普通出資金のほか、後配出資金により調達しています。

	普通出資金	後配出資金
発行主体	兵庫県信用農業協同組合連合会	同左
資本調達手段の種類	普通出資金	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	263億円 （前年度263億円）	2,419億円 （前年度2,419億円）

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

1．自己資本の構成

（単位：百万円）

項　　目	2024年度	2025年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	437,601	439,124
うち、出資金及び資本準備金の額	268,319	268,319
うち、再評価積立金の額	2	2
うち、利益剰余金の額	174,790	176,612
うち、外部流出予定額（△）	5,510	5,810
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	10,911	9,234
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	10,911	9,234
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	448,512	448,358
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	113	136
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	113	136
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—

特定項目に係る15パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	113	136
自己資本			
自己資本の額((イ)－(ロ))	(ハ)	448,399	448,222
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		3,060,724	3,050,514
資産(オン・バランス)項目		3,042,124	3,024,864
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		—	—
オフ・バランス項目		17,735	21,672
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額		558	3,662
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		306	315
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		227,861	287,568
勘定間の振替分		—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		50,370	44,934
資本フロア調整額		—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	3,338,956	3,383,017
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)／(ニ))		13.42%	13.24%

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 自己資本比率については小数点以下第3位を切り捨てています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット（標準的手法）	2024年度			2025年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	179,561	—	—	200,138	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	409,114	—	—	535,292	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	155,334	410	16	162,011	517	20
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	128,726	—	—	112,771	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	15,267	3,056	122	23,919	4,808	192
国際開発銀行向け	31,246	—	—	26,959	0	0
地方公共団体金融機構向け	2,330	233	9	2,150	215	8
我が国の政府関係機関向け	8,978	1,590	63	12,747	2,286	91
地方三公社向け	554	12	0	634	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	3,367,560	694,967	27,798	3,105,655	641,765	25,670
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	56,377	17,316	692	61,251	18,897	755
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	1,399,975	769,906	30,796	1,373,902	764,109	30,564
（うち特定貸付債権向け）	2,239	2,239	89	1,951	1,951	78
中堅中小企業等向け及び個人向け	38,835	31,693	1,267	31,884	25,885	1,035
（うちトランザクター向け）	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	12,448	11,458	458	11,147	10,504	420
（うち自己居住用不動産等向け）	—	—	—	—	—	—
（うち賃貸用不動産向け）	392	170	6	159	69	2
（うち事業用不動産関連向け）	966	758	30	1,081	912	36
（うちその他不動産関連向け）	1,048	601	24	539	297	11
（うちADC向け）	10,040	9,927	397	9,367	9,225	369
劣後債権及びその他資本性証券等	17,853	17,853	714	17,237	21,547	861
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	5,029	6,124	244	3,564	4,486	179
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	3,392	678	27	2,926	585	23
信用保証協会等による保証付	493	37	1	434	34	1
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	221,477	221,477	8,859	214,573	279,685	11,187
上記以外	524,827	1,256,212	50,248	520,893	1,253,594	50,143
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	60,912	152,280	6,091	63,421	158,553	6,342
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	407,589	1,018,974	40,758	407,676	1,019,190	40,767
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	10,100	25,250	1,010	9,454	23,636	945
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	26,963	40,444	1,617	23,745	35,618	1,424
（うち上記以外のエクスポージャー）	19,262	19,262	770	16,595	16,595	663
証券化	31,697	41,748	1,669	31,707	34,112	1,364
（うちSTC要件適用分）	248	3,108	124	291	3,646	145
（うち短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	31,449	38,639	1,545	31,415	30,466	1,218
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	802	2,398	95	797	2,398	95
（うちルックスルー方式）	—	—	—	—	—	—
（うちマンデート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	543	1,358	54	527	1,319	52
（うち蓋然性方式400%）	258	1,035	41	269	1,079	43
（うちフォールバック方式）	0	4	0	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）		—	—		—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー計	6,555,510	3,059,859	122,394	6,391,349	3,046,537	121,861
CVAリスク相当額÷8%（簡便法）		558	22		3,662	146
中央清算機関関連エクスポージャー	15,051	306	12	15,311	315	12
合計（信用リスク・アセットの額）	6,570,562	3,060,724	122,428	6,406,660	3,050,514	122,020

マーケット・リスクに対する所要自己資本の額（標準的方式）	マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	227,861	9,114	287,568	11,502

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額（標準的計測手法）	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	50,370	2,014	44,934	1,797

所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等（分母）計 a	所要自己資本額 b=a×4%
	3,338,956	133,558	3,383,017	135,320

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	50,370	44,934
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	2,014	1,797
BI	33,580	29,956
BIC	4,029	3,594

（注） 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
6. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

信用リスクに関する事項

■ リスク管理の方針及び手続の概要

○　「信用リスク」とは、与信先、債券発行体等の財務状況の悪化等の理由により、破綻、延滞又は金利減免等の状況が生じ、期待する経済効果を得られないリスクのことです。

当会では信用リスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスクの一つとして位置付け、信用リスクマネジメントの基本方針を定めて適切に管理しています。

信用リスクマネジメントでは、信用リスク取引を財務安定化のための重要な収益源と位置付け、ポートフォリオの観点から与信シーリングによる限度額設定により与信集中を管理し、与信状況をモニタリングしています。

信用リスク取引の経営戦略、各種シーリングの方針等は、リスク管理委員会において検討、協議を行い決定します。

○　当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却及び諸引当て実施要領」に基づき計上しています。破綻先及び実質破綻先に係る債権については、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。破綻懸念先に係る債権については、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力等を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査プロジェクトが査定結果を監査しています。

■ 標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

・　リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

・　リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

(注)　「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

1. 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

		2024年度					2025年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
国　内		6,238,218	1,260,802	732,816	—	985	6,073,804	1,228,447	860,971	—	603
国　外		299,843	—	299,843	—	—	300,351	4,510	295,841	—	—
地域別残高計		**6,538,061**	**1,260,802**	**1,032,659**	**—**	**985**	**6,374,156**	**1,232,957**	**1,156,812**	**—**	**603**
法人	農業	3,727	3,727	—	—	21	2,443	2,443	—	—	18
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	1,601	1,601	—	—	—	1,641	1,641	—	—	—
	製造業	308,404	199,685	92,051	—	525	287,622	176,986	90,322	—	214
	鉱業	7,545	7,246	299	—	—	7,246	7,246	—	—	—
	建設・不動産業	156,027	135,211	18,524	—	—	154,179	133,275	18,360	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	34,859	21,439	13,419	—	—	39,722	20,277	19,445	—	—
	運輸・通信業	96,030	73,814	19,662	—	13	95,456	68,758	23,652	—	13
	金融・保険業	4,152,743	403,263	428,125	—	—	3,899,871	422,426	415,487	—	—
	卸売･小売･飲食･サービス業	369,804	343,701	21,616	—	425	364,069	341,386	18,408	—	357
	日本国政府・地方公共団体	508,366	70,702	437,664	—	—	629,026	58,185	570,840	—	—
	上記以外	871,101	49	1,295	—	—	859,752	35	294	—	—
個　人		359	359	—	—	—	293	293	—	—	—
その他		27,488	—	—	—	—	32,829	—	—	—	—
業種別残高計		**6,538,061**	**1,260,802**	**1,032,659**	**—**	**985**	**6,374,156**	**1,232,957**	**1,156,812**	**—**	**603**
1年以下		3,478,353	335,319	111,518	—		3,173,318	340,721	70,450	—	
1年超3年以下		419,683	254,375	165,308	—		488,664	300,370	188,293	—	
3年超5年以下		502,471	321,858	180,613	—		541,357	366,849	174,508	—	
5年超7年以下		214,924	126,408	88,516	—		200,056	126,928	73,128	—	
7年超10年以下		214,254	88,005	126,248	—		203,751	57,463	146,287	—	
10年超		432,324	108,322	324,001	—		486,207	8,472	466,581	—	
期限の定めのないもの		1,276,049	26,512	36,453	—		1,280,800	32,151	37,562	—	
残存期間別残高計		**6,538,061**	**1,260,802**	**1,032,659**	**—**		**6,374,156**	**1,232,957**	**1,156,812**	**—**	

(注)　1.　信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ･バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2.　「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。

3.　「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。

4.　「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

2. 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(1) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	2024年度					2025年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	11,246	10,911	—	11,246	10,911	10,911	9,234	427	10,483	9,234
個別貸倒引当金	1,120	932	27	1,092	932	932	567	282	649	567

(2) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

		2024年度				2025年度			
		個別貸倒引当金			貸出金償却	個別貸倒引当金			貸出金償却
		期中増加額	期中減少額	期末残高		期中増加額	期中減少額	期末残高	
	国内	932	1,120	932	—	567	932	567	—
	国外	—	—	—	—	—	—	—	—
	地域別	**932**	**1,120**	**932**	**—**	**567**	**932**	**567**	**—**
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—
法人	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
法人	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
法人	製造業	493	630	493	—	196	493	196	—
法人	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
法人	建設・不動産業	—	10	—	—	—	—	—	—
法人	電気･ガス･熱供給･水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
法人	運輸・通信業	13	13	13	—	13	13	13	—
法人	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
法人	卸売･小売･飲食･サービス業	420	461	420	—	352	420	352	—
法人	上記以外	4	4	4	—	4	4	4	—
	個　人	—	—	—	—	—	—	—	—
	業種別計	**932**	**1,120**	**932**	**—**	**567**	**932**	**567**	**—**

(注)　一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

3. 信用リスク・アセット残高内訳表

[2024年度]

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	—	A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	179,561	—	179,561	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	409,114	—	409,114	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	155,334	—	155,334	—	410	0
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	128,726	—	128,726	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	15,267	—	15,267	—	3,056	20
国際開発銀行向け	0～150	31,246	—	31,246	—	—	0
地方公共団体金融機構向け	10～20	2,330	—	2,330	—	233	10
我が国の政府関係機関向け	10～20	8,978	—	8,978	—	1,590	18
地方三公社向け	20	554	—	554	—	12	2
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	3,319,283	55,027	3,319,238	48,277	694,967	21
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20～150	26,411	29,966	26,411	29,966	17,316	31
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20～150	1,304,373	101,244	1,302,670	95,601	769,906	55
(うち特定貸付債権向け)	20～150	2,239	—	2,239	—	2,239	100
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	38,581	557	37,202	254	31,693	85
(うちトランザクター向け)	45	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	20～150	12,448	—	12,289	—	11,458	93
(うち自己居住用不動産等向け)	20～75	—	—	—	—	—	—
(うち賃貸用不動産向け)	30～150	392	—	392	—	170	43
(うち事業用不動産関連向け)	70～150	966	—	966	—	758	78
(うちその他不動産関連向け)	60	1,048	—	1,002	—	601	60
(うちADC向け)	100～150	10,040	—	9,927	—	9,927	100
劣後債権及びその他資本性証券等	150	17,853	—	17,853	—	17,853	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	50～150	4,097	—	4,097	—	6,124	149
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	3,392	—	3,392	—	678	20
信用保証協会等による保証付	0～10	493	—	493	—	37	8
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	221,477	—	221,477	—	221,477	100
上記以外	100～1250	524,827	—	524,827	—	1,256,212	239
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	—	—	—	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400	60,912	—	60,912	—	152,280	250
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	407,589	—	407,589	—	1,018,974	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	10,100	—	10,100	—	25,250	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	26,963	—	26,963	—	40,444	150
(うち上記以外のエクスポージャー)	100	19,262	—	19,262	—	19,262	100
証券化	—	31,697	—	31,697	—	41,748	132
(うちSTC要件適用分)	—	248	—	248	—	3,108	1,250
(うち短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	31,449	—	31,449	—	38,639	123
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	802	—	802	—	2,398	299
未決済取引	—					—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—					—	
合計(信用リスク・アセットの額)	—					3,059,859	

[2025年度]　　(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	—	A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	200,138	—	200,138	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	535,292	—	535,292	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	162,011	—	162,011	—	517	0
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	112,771	—	112,771	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	23,919	—	23,919	—	4,808	20
国際開発銀行向け	0～150	26,959	—	26,959	—	0	0
地方公共団体金融機構向け	10～20	2,150	—	2,150	—	215	10
我が国の政府関係機関向け	10～20	12,747	—	12,747	—	2,286	18
地方三公社向け	20	634	—	634	—	—	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	3,048,175	64,230	3,048,151	57,480	641,765	21
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20～150	27,214	34,037	27,214	34,037	18,897	31
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20～150	1,275,343	101,891	1,272,688	98,559	764,109	56
(うち特定貸付債権向け)	20～150	1,951	—	1,951	—	1,951	100
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	31,738	298	30,481	145	25,885	85
(うちトランザクター向け)	45	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	20～150	11,147	—	10,962	—	10,504	96
(うち自己居住用不動産等向け)	20～75	—	—	—	—	—	—
(うち賃貸用不動産向け)	30～150	159	—	159	—	69	43
(うち事業用不動産関連向け)	70～150	1,081	—	1,081	—	912	84
(うちその他不動産関連向け)	60	539	—	496	—	297	60
(うちADC向け)	100～150	9,367	—	9,225	—	9,225	100
劣後債権及びその他資本性証券等	150	17,237	—	17,237	—	21,547	125
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	50～150	2,996	—	2,996	—	4,486	150
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	2,926	—	2,926	—	585	20
信用保証協会等による保証付	0～10	434	—	434	—	34	8
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	214,573	—	214,573	—	279,685	130
上記以外	100～1250	520,893	—	520,893	—	1,253,594	241
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	—	—	—	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400	63,421	—	63,421	—	158,553	250
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	407,676	—	407,676	—	1,019,190	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	9,454	—	9,454	—	23,636	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	23,745	—	23,745	—	35,618	150
(うち上記以外のエクスポージャー)	100	16,595	—	16,595	—	16,595	100
証券化	—	31,707	—	31,707	—	34,112	108
(うちSTC要件適用分)	—	291	—	291	—	3,646	1,250
(うち短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	31,415	—	31,415	—	30,466	97
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	797	—	797	—	2,398	301
未決済取引	—					—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—					—	
合計(信用リスク・アセットの額)	—					3,046,537	

4. ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[2024年度]　　(単位：百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)						
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け	409,114	—	—	—	—	—	409,114
外国の中央政府及び中央銀行向け	153,759	1,306	238	25	2	—	155,334
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—

	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の地方公共団体向け	128,726	—	—	—	—	—	—	128,726
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	15,264	0	3	0	—	15,267
地方公共団体金融機構向け	—	2,330	—	—	—	—	—	2,330
我が国の政府関係機関向け	—	2,049	6,929	—	—	—	—	8,978
地方三公社向け	493	—	61	—	—	—	—	554

	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計
国際開発銀行向け	31,246	—	—	—	—	—	—	31,246

	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	3,228,467	110,736	14,449	8,561	4	3,907	1,387	0	3,367,516
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	10,259	31,819	14,298	—	—	—	—	—	56,377

	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	316,965	592,333	104,289	—	—	192,580	—	91,011	101,092	1,398,272
(うち特定貸付債権向け)	—	—	—	—	—	2,239	—	—	—	2,239

	100%	150%	250%	400%	その他	合計
劣後債権及びその他資本性証券等	—	17,853	—	—	—	17,853
株式等	—	—	221,397	80	—	221,477

	45%	75%	100%	その他	合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	856	—	36,601	37,457
(うちトランザクター向け)	—	—	—	—	—

	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計
不動産関連向けうち賃貸用不動産向け	40	—	—	352	—	—	—	—	—	—	—	392

	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け	763	—	203	—	—	—	966

	60%	その他	合計
不動産関連向けうちその他不動産関連向け	1,002	—	1,002

	100%	150%	その他	合計
不動産関連向けうちADC向け	9,927	—	—	9,927

	50%	100%	150%	その他	合計
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	18	—	4,065	13	4,097
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—

	0%	10%	20%	100%	その他	合計
現金	179,561	—	—	—	—	179,561
取立未済手形	—	—	3,392	—	—	3,392
信用保証協会等による保証付	118	375	—	—	—	493
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—

[2025年度]　　(単位：百万円)

項　目	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)						
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け	535,292	—	—	—	—	—	535,292
外国の中央政府及び中央銀行向け	161,284	230	260	24	210	—	162,011
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—

	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の地方公共団体向け	112,771	—	—	—	—	—	—	112,771
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	23,841	75	2	0	—	23,919
地方公共団体金融機構向け	—	2,150	—	—	—	—	—	2,150
我が国の政府関係機関向け	—	2,628	10,119	—	—	—	—	12,747
地方三公社向け	634	—	—	—	—	—	—	634

	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計
国際開発銀行向け	26,958	—	—	—	—	0	—	26,959

	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,942,110	138,935	20,743	1,593	—	1,608	640	0	3,105,631
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	10,751	34,532	15,967	—	—	—	—	—	61,251

	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	301,016	578,999	88,859	—	—	198,390	—	97,515	106,465	1,371,248
(うち特定貸付債権向け)	—	—	—	—	—	1,951	—	—	—	1,951

	100%	150%	250%	400%	その他	合計
劣後債権及びその他資本性証券等	—	17,237	—	—	—	17,237
株式等	—	—	212,108	2,465	—	214,573

	45%	75%	100%	その他	合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	574	—	30,052	30,627
(うちトランザクター向け)	—	—	—	—	—

	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	16	—	—	143	—	—	—	—	—	—	—	159

	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	650	86	343	—	—	—	1,081

	60%	その他	合計
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	496	—	496

	100%	150%	その他	合計
不動産関連向け うちADC向け	9,225	—	—	9,225

	50%	100%	150%	その他	合計
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	5	—	2,978	13	2,996
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—

	0%	10%	20%	100%	その他	合計
現金	200,138	—	—	—	—	200,138
取立未済手形	—	—	2,926	—	—	2,926
信用保証協会等による保証付	93	341	—	—	0	434
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—

5. 資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円、%)

リスク・ウェイト区分	2024年度				2025年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	4,566,971	132,629	95%	4,691,808	4,436,054	140,150	95%	4,567,904
40%～70%	602,010	18,258	87%	617,857	581,651	22,938	94%	603,083
75%	105,183	27	100%	105,149	89,495	20	100%	89,434
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	37,247	529	43%	36,456	30,648	277	45%	29,880
90%～100%	205,562	5,384	40%	206,552	209,728	3,034	40%	209,338
105%～130%	216	—	—	216	357	—	—	357
150%	114,320	—	—	114,320	118,582	—	—	118,582
250%	221,397	—	—	221,397	212,108	—	—	212,108
400%	80	—	—	80	2,465	—	—	2,465
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	125	0	100%	125	107	0	100%	107
合　計	**5,853,115**	**156,829**	**92%**	**5,993,964**	**5,681,197**	**166,421**	**94%**	**5,833,263**

信用リスク削減手法に関する事項

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めており、信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

1. 適格金融資産担保

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

2. 保証

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク･ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-又はA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-又はBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク･ウェイトを適用しています。

3. 貸出金と自会貯金の相殺

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由に関わらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

4. 担保に関する評価及び管理方法

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。
なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	2024年度			2025年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	493	—	—	634	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	91,486	9,020	—	96,353	10,020	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	67	1	—	98	8	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	2	—	—	2	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	183	—	—	153	—
合計	91,555	9,697	—	96,453	10,816	—

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

■ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

当会では派生商品取引は主としてヘッジ目的のために実施しています。なお、長期決済期間取引について該当となる取引はありません。

1. 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	2024年度	2025年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

2024年度 (単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	1,232	2,051	—	—	—	2,051
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	1,232	2,051	—	—	—	2,051
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果(△)		—				—
合計	1,232	2,051	—	—	—	2,051

2025年度 (単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	894	—	—	—	894
(2) 金利関連取引	9,803	11,153	—	—	—	11,153
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	9,803	12,047	—	—	—	12,047
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果(△)		—				—
合計	9,803	12,047	—	—	—	12,047

(注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。

2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

2. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当ありません。

3. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

■ リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

証券化エクスポージャーの取得においては、フロントセクションが裏付資産の状況やパフォーマンス、商品に含まれるリスクや構造上の特性等の分析を行い、リスク管理部がその妥当性を確認のうえ、投資を行っています。

なお、再証券化エクスポージャーについても同様です。

■ 体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーの管理体制においては、リスク管理部が信用リスクの変化等についてモニタリングしています。

なお、再証券化エクスポージャーについても同様です。

■ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当会においては、信用リスク削減手法として証券化取引は用いていません。

■ 信用リスク・アセット額の算出方法の名称

証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

■ 当会が証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産に係る証券化取引

該当する取引はありません。

■ 当会が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有している子会社等及び関連法人等

該当する子会社等及び関連法人等はありません。

■ 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

■ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&Ｉ)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

■ 内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

1. 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

2. 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		2024年度		2025年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オンバランス	クレジットカード与信	4,042	—	4,445	—
	住宅ローン	7,393	—	6,496	—
	自動車ローン	14,403	—	14,505	—
	その他	5,858	—	6,259	—
	合　　計	31,697	—	31,707	—
オフバランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合　　計	—	—	—	—

(注)　証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

(2) リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

2024年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オンバランス	0%～15%未満	—	—	オンバランス	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	28,794	218		100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—		250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	2,903	1,451				
	合　　計	31,697	1,669		合　　計	—	—
オフバランス	0%～15%未満	—	—	オフバランス	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	—	—		100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—		250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
	合　　計	—	—		合　　計	—	—

2025年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オンバランス	0%～15%未満	—	—	オンバランス	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	29,421	221		100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—		250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	2,286	1,143				
	合　　計	31,707	1,364		合　　計	—	—
オフバランス	0%～15%未満	—	—	オフバランス	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	—	—		100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—		250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
	合　　計	—	—		合　　計	—	—

(注)　証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

⑶　自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号及び第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
クレジットカード与信	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—
その他	2,903	2,286
合　　計	2,903	2,286

（注）　自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号及び第2号の規定に基づき、証券化取引のデュー・ディリジェンス等の要件を満たさなかったもの、格付によりリスク・ウェイト1250%を適用したもの及び信用補完機能を持つI/Oストリップスによりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーを記載しています。
　なお、「信用補完機能を持つI/Oストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組まれたもののことです。

⑷　保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の有無	無

CVAリスクに関する事項

■ CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しており、主にデリバティブ取引等が対象となります。

■ CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

マーケット・リスクに関する事項

■ リスク管理の方針及び手続の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債及びオフ・バランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。

当会では、バンキング勘定における外国為替リスクに対して、「標準的方式」を用いてマーケット・リスク相当額を算出し、月に一回、行政庁へ報告しています。また、「標準的方式」の採用にあたっては、告示第246条の9の3に基づき、トレーディング・デスクを設置しています。

オペレーショナル・リスクに関する事項

■ リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、金融業務を行ううえでさらされているリスクのうち、収益発生を意図し能動的に取得するリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク）以外の受動的に発生する各種のリスクのことです。

当会では、オペレーショナル・リスクマネジメントの基本方針を定めて適切に管理しています。

オペレーショナル・リスクには、事務リスク、システムリスク、市場取引に係る法務リスク、情報漏えい等のリスク、新商品等の取扱いに係るリスク、外部委託等に係るリスクがあり、これらのリスクの発生を日常の事務管理において防止しています。

■ BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）及びFC（金融商品要素）を合計して算出しています。

なお、ILDC、SC及びFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

■ ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数)は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

■ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

■ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

該当ありません。

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

■ 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等又は株式等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定に計上されているものです。

当会では、出資等又は株式等エクスポージャーに関して、毎月行う余裕金運用部会、資産監査プロジェクト及びリスク管理委員会において、リスクを評価、計測し適正な管理を行っています。

1. 出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	2024年度		2025年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上　場	37,574	37,574	51,783	51,783
非上場	280,831	280,831	280,828	280,828
合　計	**318,406**	**318,406**	**332,612**	**332,612**

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

2. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

2024年度			2025年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
8,772	872	—	4,807	4,317	—

3. 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

2024年度		2025年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
10,957	1,789	19,868	887

4. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当ありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	543	527
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	258	269
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	0	—

金利リスクに関する事項

■ リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（貸出金、預け金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

▶ リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理しています。金利リスクのうち「銀行勘定の金利リスク（IRRBB）」については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

▶ リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当会では、リスク管理委員会において、市場取引の基本経営戦略を決定し、市場取引に係る具体的方針はリスク管理委員会の決定事項を踏まえ、ALM委員会において検討、協議を行い決定します。

▶ 金利リスク計測の頻度

四半期ごとの月末（3、6、9、12月末）を基準日として、IRRBBを計測しています。

▶ ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当会は、金利リスクの削減手法として金利スワップ等のヘッジ手段を活用しています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジによっています。また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

■ 金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（⊿EVE）については、金利感応ポジションに係る基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しています。

▶ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。

▶ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

▶ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

▶ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

▶ 複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

▶ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

▶ 内部モデルの使用等、⊿EVE及び⊿NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

▶ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

▶ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

■ ⊿EVE及び⊿NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

▶ 金利ショックに関する説明

分散共分散法によるVaR(信頼度99.0%、保有期間1年)を月次で計測しています。

▶ 金利リスク計測の前提及びその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿EVE及び⊿NIIと大きく異なる点)

特段ありません。

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		⊿EVE		⊿NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	101,758	96,145	14,262	14,889
2	下方パラレルシフト	0	0	333	286
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	101,758	96,145	14,262	14,889
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	448,222		448,399	

(注) 1. 「⊿EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「⊿NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。